宅地開発・中高層の指導要綱　手続きの流れ

事前相談　協議内容に応じて各課に事前相談（区民課は事前相談不要）

↓

協議申請書の提出

頭紙は押印不要ですが、添付の委任状には建築主の押印が必要です。

正1部、副6部※、控1部
※共同住宅等の場合は副8部
（内2部図面不要）
※宅地開発事業は副2部

↓

各課と協議

約3週間

・建築指導課
・管理課
・みどり公園課
・生活衛生課
・文京清掃事務所
・学務課
・防災危機管理課
・区民課　等

協議完了

住環境課にて各課協議内容をとりまとめ
事業者へ協力書提出の案内

↓

協力書の提出　**頭紙に建築主と代理人の押印が必要です。**

正1部・事業者控1部

↓

建築確認申請

変更等がない場合

変更等があった場合、所管課に相談

協力書変更届の提出　**建築主と代理人の押印が必要です。**

↓

指導要綱に基づく完了届の提出

正1部・事業者控1部

↓

検査日の日程調整後

各課にて完了検査の実施　**協議先の各課に直接ご連絡のうえ、完了検査の日程調整をしてください。**

↓

工事完了検査合格後

事業完了確認通知書の発行